資料4

障害者差別解消法に係る県の取組状況

● 障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法において、地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することとされている。

〇開催状況（直近３年間）

第１０回　令和５年１１月１４日

【議題】・障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和４年度の相談件数等について
・障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和４年度広域専門指導員等活動報告書（案）について
・市町村における障害者差別解消支援地域協議会の推進について

第１１回　令和６年３月１８日

【議題】・障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県職員対応要領の改定について

第１２回　令和７年２月２０日

【議題】・障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和５年度の相談件数等について
・障害者条例に基づく令和５年度広域専門指導員等活動報告書（案）について
・市町村における障害者差別解消支援地域協議会の推進について

第１３回　令和７年１２月１６日

【議題】・障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和６年度の相談件数等について
・障害者条例に基づく令和６年度広域専門指導員等活動報告書（案）について
・市町村における障害者差別解消支援地域協議会の推進について

● **職員対応要領の策定・運用**

障害者差別解消法においては、行政機関等における障害を理由とする不利益取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が規定されており、職員の対応要領を策定するよう努めることとされている。主な記載項目としては、趣旨、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方具体例、相談体制の整備、行政機関等における研修・啓発。

〇県の機関では４件作成

①知事部局、議会事務局及び行政委員会事務局
②教育委員会
③県警
④企業局

〇市町村では５２市町が策定済（令和８年４月１日時点）
２市町村が今年度内に策定予定。

● 職員向け研修の実施

〇 新人採用職員研修での説明
・各所属の新規採用職員に対しオンデマンドで説明を実施。

〇 所属長等管理監督者向け研修の開催

● 県内における差別に関する相談の受付状況（令和７年度）

１ 県対応事案と市町村対応事案

県対応事案	市町村対応事案	合同対応事案	合計（県全体）
８０	４１	４	１２５

（注）どちらの自治体が主に対応したかで計上した。
※合同事案とは、県と市町村障害福祉担当課で共同して相談者に対応した事案。

２ 相談分野別件数

福祉サービス	１５	不動産の取引	４
医　療	１０	情報の提供等	１０
商品・サービス	２３	その他	１７
労働者の雇用	１１	不明	０
教　育	２２	総合計	１２５
建物・交通機関	１３		

（注）複数の分野にまたがる相談については、主訴となる相談分野で計上した。

３ 障害種別ごとの取扱件数

視覚障害	１３	精神障害	５０
聴覚障害	３	発達障害	８
言語等障害	０	高次脳機能障害	２
肢体不自由	１８	その他	８
内部障害	５	複数	１１
（身体障害合計）	（３９）	不明	０
知的障害	７	総合計	１２５

（注１）重複障害のある方については、主な障害種別で計上した。

（注２）複数には、重複障害があり主な障害で分けられない場合と対象者が複数人いる場合、計上した。

4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千　葉	２１	松　戸	１８	香　取	1	夷　隅	2
船　橋	8	柏	6	海　匝	2	安　房	3
習志野	7	野　田	2	山　武	8	君　津	6
市　川	２１	印　旛	１０	長　生	2	市　原	4
				不　明	4	総合計	１２５

5 差別をしたとされる相手側の詳細

行政機関			事業者	その他	不明	総合計
国	市町村	都道府県				
0	**18**	**14**	**85**	**7**	**1**	**125**

6 相談態様別活動状況（令和 7 年 3 月末現在）

地域活動中		３（2.4%）
終結	（1）**相手方への調整** 双方の事情を確認し、対応方針を検討しながら、相手方に対して何らかの助言や調整を行ったもの（周知・啓発を含む）	６５（52.0%）
	（2）**関係機関へ引継** 相談者からの事情を聴取した上で、関係機関に以後の相談活動を引き継いだものや、相談者に適切な関係機関を紹介したもの（虐待疑いにより、県権利擁護センター又は市町村虐待防止センターへ引き継いだもの含む）	１８（14.4%）
	（3）**情報提供・助言** 相談者に対して、情報提供や助言を行ったもの	２３（18.4%）
	（4）**状況聴取** 相談者や関係機関等から状況の聴取を行ったが、相談者の意向やケースの性格上、状況聴取にとどめたもの	５（4.0%）
	（5）**その他** 相談対応としては終結したものの、差別をした側において今後、研修を予定している場合	１１（8.8%）
総　合　計		１２５（100%）

7　県障害者条例による周知活動状況

(1)障害保健福祉圏域別

千　葉	１０４	松　戸	９５８	香　取	１２３	夷　隅	５４
船　橋	１０１	柏	１６２	海　匝	８８	安　房	１３５
習志野	５８	野　田	９１	山　武	６８３	君　津	４３
市　川	９８	印　旛	１１６	長　生	９７	市　原	１２７
						総合計	３，０３８

(2)周知先分野別

当事者・家族	７３	交通機関	３４	医　　療	２６５
県・市町村民	８７	教　　育	２８２	福祉サービス	２６５
行　　政	１４４	労働相談・支援	８	その他	１２７
司　　法	４	商品・サービス	１，７４９	総合計	３，０３８